

DV、ストーカー、児童虐待の被害にあわれている方へ

平成30年1月24日

DV等被害者法律相談援助が始まりました。

DV等被害者法律相談援助は、DV、ストーカー、児童虐待を現に受けている方を対象とする法律相談制度です。



法テラスでは、犯罪被害にあわれた方やご家族に対し、「支援」に関するさまざまな情報をご案内しています。

- 相談窓口、法制度のご紹介
- 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士のご紹介
- 弁護士費用等の援助制度(ご利用には一定の要件があります。)

《DV等被害者法律相談援助制度のご案内》

■ご利用いただける方

DV、ストーカー、児童虐待を現に受けている方

■ご相談いただける内容

再被害の防止に関して必要な法律相談であれば、刑事・民事問わずご相談いただけます。
法律相談は、弁護士との面談相談です。

■費用

一定の基準を超える資産をお持ちの方には、後日、相談料(5,400円)をご負担いただきます。

《資産基準》

法律相談実施時に有する処分可能な現金・預貯金の合計額が300万円以下であること

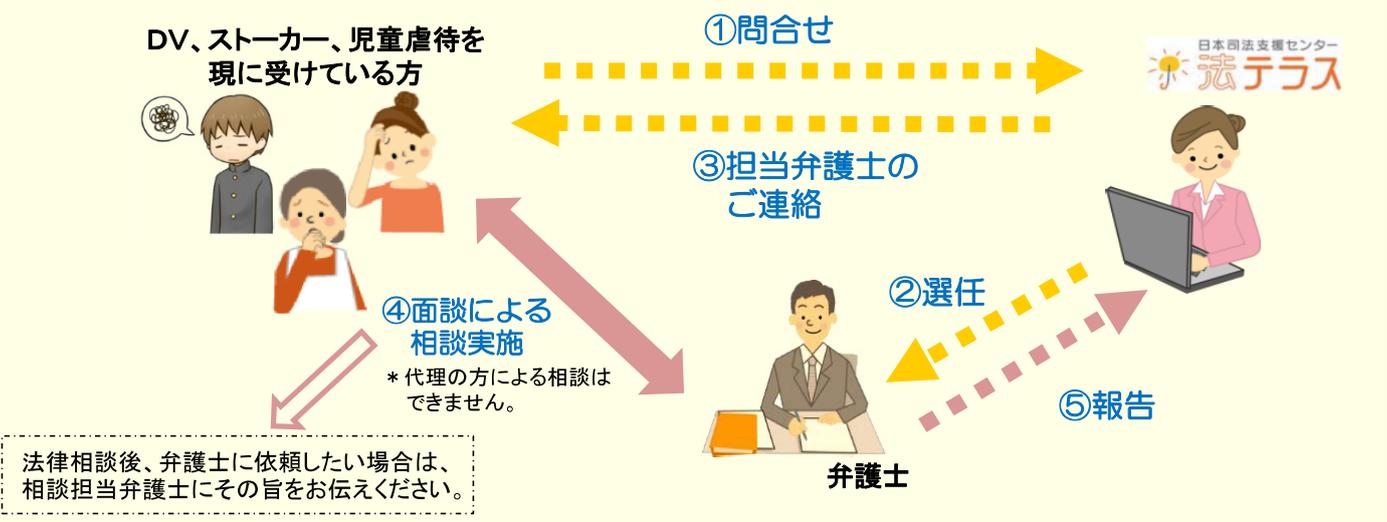
※DV、ストーカー、児童虐待の被害により、法律相談実施日から1年以内に支出することとなると認められる費用の額(治療費など)は、現金・預貯金の合計額から控除します。

令和元年度予算額：15,508,066千円の内数



法テラスは、国が設立した公的な法人です。

《ご利用の流れ》



《援助の利用に関するQ&A》

申込みはどうすれば良いですか？

お近くの法テラスまでお問い合わせください。
担当者が被害の状況などをお伺いします。

利用するための条件はありますか？

DV、ストーカー、児童虐待(※1)を現に受けている方(※2)であれば、資力にかかわらずご利用いただけます(※3)。

- DV.....配偶者や事実上の配偶者、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力のことをいいます。
- ストーカー...特定の者に対する恋愛感情又はそれが満たされない怨恨の感情を満たす目的で、つきまといやSNSを利用したメッセージ送信等の行為を繰り返し行うことをいいます。
- 児童虐待...保護者がその監護する児童(18歳未満)に対し、暴力を振るう、性的行為を要求する、食事を与えない、目の前で家族への暴力をふるうなどの行為を行うことをいいます。

※1 児童虐待防止法の対象が「18歳未満の児童」となっていることから、18歳以上の方には児童虐待に関する法律相談をご利用いただけませんので、ご了承ください。

※2 DV、ストーカー、児童虐待を現に受けている疑いがあると認められる方にも、ご利用いただけます。

※3 これらの被害にあわれている方でも、被害の状況等に応じ、他の制度をご案内する場合があります。

私名義の預貯金がありますが加害者に管理されているため、自由にお金を引き出すことができません。引き出せないお金も「資産」になりますか？

自由に引き出せない場合には、「資産」に含まれません。

資産基準の「資産」とは、法律相談実施時に自由に使える現金・預貯金をいいます。

具体的に「資産」に含まれるかどうかお知りになりたい方は、お近くの法テラスまでお問い合わせください。

代理で相談を受けても良いですか？

法律相談は、被害にあわれている方ご本人に受けていただく必要があります(※)。
制度利用をご希望の場合には、被害にあわれている方ご本人から法テラスへお問い合わせください。
※児童虐待の相談も同様です。

相談した弁護士に依頼したいのですが、弁護士費用が心配です。

一定の要件に該当する方は、弁護士費用等の援助制度(※)をご利用いただけます。
ご利用を希望される場合は、相談を担当した弁護士又は法テラスへお問い合わせください。
※DV等被害者法律相談援助とは別の制度です。

女性の権利ホットライン(全国共通) 0570-070-810 [ゼロナナゼロのハートライン]

「女性の権利ホットライン」は、配偶者やパートナーからの暴力、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為といった女性をめぐる様々な人権問題についての相談を受け付ける専用相談電話

電話は、最寄りの法務局・地方法務局につながり、相談は、女性の権利問題に詳しい法務局職員又は人権擁護委員が対応

令和元年度予算額：3,486,099千円の内数

【具体的施策の例】

- ・専用相談ダイヤル「女性の権利ホットライン」の設置・広報
- ・被害申告があった場合には、人権侵犯事件として調査の上、事案に応じた救済措置を講ずる。
- ・性的な画像を含むインターネット上の人権侵害情報について削除方法の助言等を行う。
- ・人権相談活動を強化することを目的として、全国一斉「女性の権利ホットライン」強化週間を実施し、平日の電話相談受付時間を延長するとともに、土・日曜日も電話相談に応じている(令和元年度は、令和元年11月18日(月)～同月24日(日)に実施予定)。



【女性を被害者とする主な救済措置の事例】

- ・夫の妻に対するDV
夫の暴力的行為から逃れるため子どもと共に親族宅に避難していた女性から、法務局の相談電話「女性の権利ホットライン」に相談がされた事案。
相談を受けたA法務局は、被害者が自宅のある県内のシエルターへの避難を希望していたことから、速やかに被害者の住所を管轄するB法務局に相談するよう案内するとともに、B法務局に対し、相談内容を連絡した。連絡を受けたB法務局は、当日中に被害者との面談を実施の上、被害者と共に市役所の担当課に赴き、被害者の状況を説明した。その結果、被害者らは同日中に婦人相談所のシェルターに一時保護された。



法務省の人権擁護機関による子どもの人権問題に関する取組

人権相談・調査救済活動

令和元年度予算額：3,486,099千円の内数

子どもの人権110番（全国共通・通話料無料）0120-007-110



『子どもの人権110番』は、「いじめ」や体罰、虐待といった子どもをめぐる様々な人権問題についての相談を受け付けられる専用相談電話は、最寄りの法務局・地方法務局・地方法務局につながらず、法務局職員又は人権擁護委員が相談に応じ、子どもが相談しやすい体制を整備

子どもの人権SOSミニレター（便箋兼封筒）

全国の小中学校の児童・生徒を対象に、便箋兼封筒付きのミニレターを配布し、法務局職員又は人権擁護委員が返信

子どもの人権SOS-eメール（インターネット人権相談）

パソコン、スマートフォン、携帯電話からインターネットを利用して、いつでも人権相談することができ、後日、最寄りの法務局からメール、電話又は面談により回答

〔具体的施策の例〕

- ・専用相談ダイヤル「子どもの人権110番」の設置・広報
- ・被害申告があった場合には、人権侵犯事件として調査の上、事案に応じた救済措置を講ずる。
- ・性的な画像を含むインターネット上の人権侵害情報について削除方法の助言等必要な支援を行う。
- ・人権相談活動を強化することを目的として、全国一斉「子どもの人権110番」強化週間を実施し、平日の電話相談受付時間を延長するとともに、土・日曜日も電話相談に応じている（令和元年度は、令和元年8月29日（木）～同年9月4日（水）に実施予定）。

さらに、子どもの相談しやすい相談体制の整備に向けて、SNSを利用したLINEによる人権相談の試行を実施予定。

人権啓発活動

〔具体的施策の例〕

- ・「女性の人権を守ろう」及び「子どもの人権を守ろう」を啓発活動強調事項として掲げ、講演会の開催、啓発冊子の配布、DV防止や児童虐待防止をテーマとした啓発ビデオのYouTube法務省チャンネルでの配信等の各種啓発活動を行っている。

